

	や、隣接土地所有者から境界の同意が得られないことによる、境界未確定が原因である。 (今後の対応策等) 引き続き、状況確認と権利者への働きかけを行い、未登記土地の解消を図っていく。 なお、今後、未登記土地の発生を防止するため、登記手続に支障が発生しそうな案件については、用地交渉の初期段階から権利関係者に積極的に働きかけ、障害因子の早期解消に努めていく。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象機関	県土整備部 県土整備総務課 (景観づくり推進室、建設業対策室)
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年7月21日、8月30日
監査の結果	謹じた措置
(指導事項) 1件 (給与1)	1) (発生原因の検証結果) 1) 1週間の勤務時間が38時間45分を超えた場合に支給する時間外勤務手当が、休日の休休日の取得において、誤って支給されていた。 直ちに発給の修正を行い、誤って支給していた過払い分を該当職員に返納させた。今後はより丁寧な確認を行い、誤りが起きないように適正な事務処理に努める。

監査対象機関	県土整備部 道路整備課
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年7月15日、8月18日
監査の結果	謹じた措置
(指導事項) 1件 (収入1)	1) (発生原因の検証結果) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 6件 422,598,791円
	1) (発生原因の検証結果) 1) 峡東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を測定したものの。 (今後の対応策等) 全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。 但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容には破棄され、当初の金額を回収する。 令和3年10月末に業者あてに納付書を発送しており、令和3年度分は納入済み。

監査対象機関	県土整備部 道路管理課
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年7月20日、8月18日
監査の結果	謹じた措置

(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 79,507,723円
	1) (発生原因の検証結果) 1) 峡東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を測定したものの。 (今後の対応策等) 全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。 但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容には破棄され、当初の金額を回収する。

監査対象機関	県土整備部 治水課
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年7月20日、8月18日
監査の結果	謹じた措置
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①河川川工事等原業者負担金 過年度分 先数 1件 35,373,622円 ②土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求 過年度分 先数 1件 122,630,985円 ③工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 52,199,280円
	1) (発生原因の検証結果) ①、②一般河川仲間川が埋塞したことに關して、原業者に対して、費用を請求したが、原因者の死亡、相續放棄により未収金となっているもの。 ③峡東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を請求したものの。 (今後の対応策等) ①、②当課の債権は時効の期間が経過しているが、期間の経過していない債権を別に森林整備課が有しており、その債権処理を当課の事案と一括して行う方針としており、庁内の調整を進めている。 ③全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。 但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容には破棄され、当初の金額を回収する。 1) (発生原因の検証結果) 長期継続契約に係る運用通知の内容を理解していなかったため、出納局長への協議を行っていただけなかったもの。 (今後の対応策等) 令和5年4月1日より3年間(令和7年度まで)の長期継続契約を締結予定。今後は、長期継続契約に係る運用通知の周知徹底を図り、適切な事務処理を行う。

監査対象機関	県土整備部 都市計画課 (下水道室)
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年7月20日、8月18日
監査の結果	謹じた措置
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①河川川工事等原業者負担金 過年度分 先数 1件 35,373,622円 ②土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求 過年度分 先数 1件 122,630,985円 ③工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 52,199,280円
	1) (発生原因の検証結果) ①、②当課の債権は時効の期間が経過しているが、期間の経過していない債権を別に森林整備課が有しており、その債権処理を当課の事案と一括して行う方針としており、庁内の調整を進めている。 ③全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。 但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容には破棄され、当初の金額を回収する。 2) (発生原因の検証結果) 長期継続契約に係る運用通知の内容を理解していなかったため、出納局長への協議を行っていただけなかったもの。 (今後の対応策等) 令和5年4月1日より3年間(令和7年度まで)の長期継続契約を締結予定。今後は、長期継続契約に係る運用通知の周知徹底を図り、適切な事務処理を行う。

監査対象機関	県土整備部 都市計画課 (下水道室)
--------	--------------------

監査対象期間	令和3年度	
監査実施日	令和4年6月24日、7月20日、7月21日、8月30日	
	監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項) 1件 (収入1)</b>	1) 歳入について、次とおり収入未済があった。 ①工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 44,890,541円 ②公園費負担金 過年度分 先数 1件 42,921,589円	1) (発生原因の検証結果) ①峡東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を測定したものの。 ②都市公園法の規定に基づき、原因者に対して原因者負担金を測定したものの。督促状を送付したが、現在も納付に至っていない。(今後の対応策等) ③全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。 ④今後も関係法令に則り、財産調査を進めるとともに、債権回収等に努めていく。

監査対象機関	県土整備部 建築住宅課 (住宅対策室)	
監査対象期間	令和3年度	
監査実施日	令和4年7月19日、8月18日	講じた措置
	監査の結果	1) (発生原因の検証結果) ①県営住宅使用料 督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼など滞納解消に努めているが、使用料未済となった。 ②県営住宅駐車場使用料 督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出しなど滞納解消に努めているが、使用料未済となった。 ③県営住宅被損賠償金 相当な期間が経過した債権であり、処理に時間を要している。 ④無断退去者の退去修繕費 相当な期間が経過した債権であり、処理に時間を要している。 ⑤県営住宅明け渡し不履行損害賠償金 相当な期間が経過した債権であり、処理に時間を要している。
<b>(指導事項) 1件 (収入1)</b>	1) 歳入について、次とおり収入未済があった。 ①県営住宅使用料 過年度分 312,813,425円 令和3年度分 16,617,430円 合計 先数 743件 329,430,855円 ②県営住宅駐車場使用料 過年度分 2,904,900円 令和3年度分 765,800円 合計 先数 124件 3,670,700円 ③県営住宅被損賠償金 過年度分 先数 7件 201,825円 ④県営住宅無断退去者に係る退去修繕費 過年度分 1,090,950円 令和3年度分 740,900円 合計 先数 18件 1,831,850円 ⑤県営住宅明け渡し請求不履行に係る損害賠償金 過年度分 先数 2件 1,475,090円 ⑥行政財産使用料 過年度分 先数 1件 45,298円	

	⑥行政財産使用料 督促状の送付や、戸別訪問など滞納解消に努めているが、使用料未済となった。(今後の対応策等) ①県営住宅使用料 県営住宅使用料の未済については、督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼及び督促、滞納6か月の者に対する契約解除通告等を行い、滞納の解消に努めている。平成24年度からの取組として滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。長期滞納者については、平成16年12月議会から原則毎議会毎に訴えの提起を行い、「滞納家賃の支払いと住宅の明渡しを求める訴訟」を提起し、長期滞納及び不良債権の抑制に取り組んでいる。(平成21年度からは知事専決となり、議会へは報告となっている。)平成26年度からは、訴訟対象者(悪質な者に限る。)の滞納月数を9か月以上から6か月以上として取り組んでいるところである。 平成25年度から、従来の民間債権回収会社では出来なかった、督促、回収業務も委託内容に含めた県営住宅退去者滞納家賃等回収業務を弁護士に委託した。また、再任用職員も配置して督促強化などを実施する中で、債権回収に取り組んでいる。 さらに、平成28年3月より収納率向上につながる24時間納付可能なコンビニ収納を開始するとともに、平成28年度から2か月滞納者(従前3～5か月)の連帯保証人に対し、納入協力依頼の通知を送付し、督促の強化を図っている。 平成29年度からは、弁護士委託に連帯保証人への督促・回収業務を追加、平成30年度、令和元年度においては催告書・督促状書面の見直しを行い、来庁した滞納者には福祉保健部局の支援制度につながるよう相談に応じている。 令和2年度からは、連帯保証人をたてられない場合の債務保証業者の利用を認め、滞納発生時に債務保証業者からの代位弁済を行える制度を導入し、更なる徴収強化に取り組んでいる。 今後も滞納整理ローラー作戦を行うなど、早期の滞納解消に取り組むとともに悪質な滞納者には厳正に対処してゆく。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

り回収が困難となっている。所在調査を行い、納付指導を行っている。

監査対象機関	県土整備部 中北建設事務所 (本所)
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年5月30～31日、6月30日

監査の結果  
講じた措置

**(指導事項)** 5件 (収入1、給与2、財産1、重点事項1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

- ①用地買収返還金  
過年度分 1,334,000円  
令和3年度分 570,000円  
合計 先数 2件 1,904,000円
- ②甲府駅南口駅前広場使用料 (一般自動車待機場)  
過年度分 先数 1件 72,500円
- ③工事契約解除违约金及び前払金返還利息  
過年度分 先数 2件 628,356円
- ④道路使用料  
令和3年度分 先数 1件 3,018円
- ⑤河川使用料  
令和3年度分 先数 1件 100円

2) 傷病休暇等により月の全日数を勤務していない職員の出勤手当の支給を停止していたが、傷病休暇等の期間が終了した際に、支給再開の手続を行っていた。

3) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。

4) 取得用地に未登記のものがあった。  
令和2年度以前の未登記 74筆

4) (今後の対応策等)  
過年度の未登記案件については、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を

一方、時効の援用がなされた債権については、適正に不納欠損処理を進めていくとともに、権利放棄の判断基準に該当する債権について調査を行い権利放棄も検討する。

②県営住宅駐車場使用料  
滞納者に対しては督促状の発付や滞納整理ローラー作戦の実施等により滞納の解消に努めている。平成24年度からの取組として滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。  
県営住宅使用料と同様に平成28年3月より収納率向上につながる24時間納付可能なコンビニ収納を開始するなどし、督促の強化を図っている。  
今後も、悪質な長期滞納者に対しては、契約を解除し、明渡しを求めるなど、早期の滞納解消に取り組み厳正に対処していく。

③県営住宅破損賠償金  
県営住宅を退去する際の入居者負担の修繕費未納に係る賠償金であるが、相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明であるなど、回収が非常に困難である。  
令和3年度に7名について追加の所在調査を行ったところ、3名については居所が判明した。残りの4名については、引き続き相続人調査を行うとともに納付指導を行っていく。

④無断退去者等の退去修繕費  
県営住宅を退去する際の入居者負担の修繕費未納に係る賠償金であるが、無断退去したことから、債務者が居所不明であるなど回収が非常に困難である。滞納が解消されたいない対象者18名については引き続き所在調査を行い、納付指導を行っていく。

⑤県営住宅明渡し不履行損害賠償金  
高額所得者等に対する明渡し請求にもかかわらず退去に応じない者に対する損害賠償金であるが相当期間が経過した債権であり、回収が非常に困難であるが、債務者2名について引き続き納付指導を行っていく。

⑥行政財産使用料  
新型コロナウイルスの影響による解雇等により住戸の退去を余儀なくされる者に対して、緊急的な住まいを確保するための県営住宅の目的外使用許可に係る行政財産使用料であるが、債務者1名が居所不明とな

5) 毒物及び劇物の管理において、鍵のない保管庫に保管されており、鍵の管理者が定められておらず、管理簿も作成されていなかった。	5) (発生原因の検証結果) 毒物及び劇物の保管方法について認識がなかった。 (今後の対応策等) 鍵をかけられる専用の保管庫を購入し、劇物を保管することとした。また、保管庫の鍵の管理者を管理担当リーダーと定め、鍵の管理簿により保管庫の開閉を厳格に管理することとした。
-----------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象機関	県土整備部 中北建設事務所 (東北支所)
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年6月1日～2日、6月30日

監査の結果	講じた措置
<p><b>(指摘事項)</b> 4件 (収入2、物品1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事契約解除違約金及び前払金返還利息 過年度分 先数 2件 1,529,409円</p> <p>2) 河川における土地占用料について、収入科目が河川使用料ではなく水利使用料となっているものがあった。</p> <p>3) 融雪剤散布機の貸付について、財務規則第161条に定める物品貸付調書及び貸付物品返却調書が作成されていなかった。</p> <p>4) 取得用地に未登記のものがあった。 令和2年度以前の未登記 161筆</p>	<p>1) (今後の対応策等) 1件は、連帯保証人の所在が判明したことから連帯保証人に対し未収金回収への対応を行っていく。もう1件は、法人解散手続の推移を確認し、解散された場合には速やかに不納欠損処分を行う。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 起案文書の確認が不十分であったため、水利使用料と河川使用料を分けるべきところを、河川使用料一本の収入科目としてしまった。 (今後の対応策等) 起案文書の確認が不十分であったこと等が原因であるため、今後は決裁時のチェック等について周知徹底し、再発防止に努めていく。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 備品の貸出、返納に当たっては、貸付調書、返却調書を作成することになっていないが、規則等の理解不足により作成していない状況であった。 (今後の対応策等) 融雪剤散布に係る委託契約に伴い、散布機を貸し出す際には貸付調書を作成するとともに、委託業務終了時には返却調書の作成を行うことを周知徹底し、再発防止に努めていく。</p> <p>4) (今後の対応策等) 令和2年度以前の未登記 (過年度分) については、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p>

監査対象機関	県土整備部 峡東建設事務所
--------	---------------

監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年5月19日～20日、6月21日
監査の結果	講じた措置

<p><b>(指摘事項)</b> 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①河川使用料 過年度分 先数 2件 9,366円 ②工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息 過年度分 先数 2件 761,096円 ③工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 28件 1,117,545,089円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) ①河川使用を行う個人及び法人に対して調定したものであるが、それぞれ本人死亡、営業停止状態となり、現在も納付に至っていない。 ②工事契約解除に伴う違約金及び前払金の延滞利息として調定したものであるが、それぞれ資金繰りが苦しく、訪問催告等を行ってはいらぬものも現在も納付に至っていない。 ③峡東地域の入札競争事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を調定したものの。 (今後の対応策等) ①今後とも訪問による交渉・電話による催告・相続人の調査等を継続的に行うとともに、関係所屬との連携を図りながら債権の回収に引き続き努める。 ②についての対応は次のとおり。 1件：金 606,540 円分は、消滅時効に伴い不納欠損処理を今年度予定。 1件：金 154,556 円分は、債務者に対し引き続き納付を促した結果、少額づつ納付することに債務者了承。 ③民事調停が整った業者に対しては、調停条項に定めた金額のみを昨年度から回収中。 (R3.7.29 民事調停成立) 但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は放棄され、当初の金額を回収する調停内容となっている。 なお、民事調停に参加しない業者に対しては、関係所屬との連携を図りながら債権の回収に引き続き努める。</p> <p>2) (今後の対応策等) 令和4年度は、過年度分を5筆処理しており、今後も引き続き「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象機関	県土整備部 峡南建設事務所 (本所)
監査対象期間	令和3年度
監査実施日	令和4年6月1日～2日、7月1日

<p>監査の結果</p> <p><b>(指導事項)</b> 2件(収入1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①河川使用料 過年度分 先数 2件 420,430円</p> <p>②道路使用料 過年度分 先数 1件 8,007円</p> <p>③延滞金 過年度分 先数 1件 144,030円</p> <p>④工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 2件 394,124円</p>		<p>講じた措置</p> <p>1) (今後の対応策等)</p> <p>①債権の一部を回収するとともに債務者に対し「債務承認及び納付誓約書」を取り交わしたため、債務者に対し分割納付をするよう交渉中である。</p> <p>所在が不明となっている1名については、「山梨県滞納債権処理方針」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に則り、未収金処理の手続を行う。</p> <p>②令和4年4月28日、徴収済み(財団債権として支払われる)。</p> <p>③「債務承認及び納付誓約書」を取り交わし、分割納付をするよう交渉中である。</p> <p>④1件(354,523円)については、法人の清算人の死亡後、債権の請求先がない状態である。当該債権は令和5年2月27日に時効を迎えるため、令和5年度に出納局の定める「税外収入未収金に係る権利放棄の判断基準」に該当する債権として手続を行う予定である。</p> <p>1件(39,601円)については、引き続き債務の履行を請求するとともに、出納局の定める「税外収入未収金に係る権利放棄の判断基準」に該当する債権として権利放棄に向けた調整を行っていく。</p>
<p>2) 取得用地に未登記のものがあった。</p> <p>令和2年度以前の未登記 305筆</p>		<p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>「相続登記の未了」、「公図と現況の不一致」などの理由により未登記となっている。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今年度は相続手続の完了した筆など8筆の処理を進めている。引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき優先度を付けた上で未登記の解消を図っていく。</p>
<p>監査対象機関</p> <p>監査対象期間</p> <p>監査実施日</p>	<p>県土整備部 峡南建設事務所(身延支所)</p> <p>令和3年度</p> <p>令和4年5月30日～31日、7月1日</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①、②債権発生後、速やかに差押え等滞納処分ができなかったことがひとつの原因である。収入未済となった後については、文書、電話、訪問等による督促を継続的に行っていったが、債務者側の経済状況悪化等が理由で回収が難しい状況であった。</p>
<p><b>(指導事項)</b> 2件(収入1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①河川使用料 過年度分 先数 2件 1,619,461円</p> <p>②河川使用料に係る延滞金 令和3年度分 先数 1件 27,273円</p> <p>③工事契約解除に伴う前払金返還利息</p>		

<p>過年度分 先数 1件 29,342円</p>	<p>監査の結果</p> <p><b>(指導事項)</b> 3件(収入1、財産1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 31,636円</p> <p>②非常勤嘱託職員の欠勤に伴う社会保険料及び報酬 過年度分 先数 1件 133,394円</p> <p>③道路使用料 令和3年度分 先数 1件 60,622円</p>	<p>③平成19年度に発生した受注業者の工事続行不能による解約解除に伴う前払金返還延による利息</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①引き続き、文書、電話、訪問等による督促を続けていく。また、一度での納付が難しい場合は、分割納付を促し、少しでも収入未済額が減るよう努める。</p> <p>②これまでも返納を求めてきたが応じず、今後も引き続き納入を督促し、債権の速やかな回収に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>未登記の原因としては、山間部が多く公園と現況が一致しなため分筆等が行えないこと、また、過疎化が進み相続登記が何代も行われておらず、相続関係書類の収集に時間やお金がかかること等が主な原因である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>国土調査未実施地域が多く国土調査実施地域においても認証が遅れているため町に協力を求めていく。</p> <p>また、令和4年11月時点で、山梨県公共嘱託登記士地家屋調査士協会へ登記可能事前調査を委託している。この結果をもとに登記可能な案件は来年度以降、未登記の解消を行う。</p>
<p>監査対象機関</p> <p>監査対象期間</p> <p>監査実施日</p>	<p>県土整備部 富士・東部建設事務所(本所)</p> <p>令和3年度</p> <p>令和4年5月24日～25日、6月24日</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①債務者の倒産により発生した収入未済(私債権)である。</p> <p>②令和元年12月1日付で採用となった非常勤嘱託職員が採用後、計6日出勤したのみで欠勤が続き、令和2年2月6日付で退職したことに伴う社会保険料及び過払い報酬の収入未済である。</p> <p>③道路敷地に道路及び戸舗が存置することによる道路法第32条に基づく個人に対する道路占用料である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①債務者は平成25年に破産手続廃止の決定を受けており、民法第169条の2の規定の適用を受けることから、廃止決定から10年後の令和5年8月15日以降に債権放</p>